

「笠置町企業版ふるさと納税活用地域活性化推進事業補助金」事業者提案募集要項

笠置町（以下、「町」という。）は、事業者が持つ専門性や人的資源を活用した地域課題の解決や地域活性化の推進を行うため、企業版ふるさと納税による笠置町まち・ひと・しごと創生推進計画（以下、「地域再生計画」という。）に掲げる目標の達成に資する事業を実施する事業者に対し、企業版ふるさと納税を財源とした「笠置町企業版ふるさと納税活用地域活性化推進事業補助金（以下、「補助金」という。）」を交付します。ついては、事業者を以下の要項で広く募集します。

1 事業概要

町は、企業版ふるさと納税を活用した地域活性化に資する事業を公募し、審査を通じて、支援する事業（以下、「採択事業」という。）を採択します。採択事業については、町のホームページへの掲載等を通じて、企業版ふるさと納税を行う企業（以下、「寄附企業」という。）を募集しますが、採択事業を実施する事業者（以下、「採択事業者」という。）が主体となって、企業へ寄附の働きかけを積極的に行っていただくことが重要です。

寄附企業からの寄附金額が、採択事業の実施に必要な最低の補助金額（以下、「補助最低額」という。）に達した場合、採択事業者に補助金を交付します。

交付決定を受けた採択事業者（以下、「補助事業者」という。）は、事業実施後には、実績報告書を提出していただきます。

【重要】企業版ふるさと納税とは

- ・国が認定した地方公共団体の地方創生の事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与（以下、「利益供与」という。）することは、法令により禁じられています。利益供与に該当する部分の事業が実施できない、又は、利益供与に該当する寄附金が受け付けられない可能性があるため、提案の実現性及び当該利益供与について、下記 HP にて十分に理解のうえご提案ください。

「企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府）」

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyous_furusato.html

2 募集の対象となる事業

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、地域再生計画に記載されている次の目標に資する事業（個社の営利のみを目的とする事業は除く）を対象とします。

ア 新しい人のつながりと流れをつくり、まちを活性化する。

イ 安心して暮らせるまちをつくり、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する。

ウ 新しい時代の流れを力にするとともに、多様な人材の活躍による魅力あるまちをつくる。

なお、次に掲げる事業は、補助対象事業ではありません。

ア 政治活動及び宗教活動を目的としている事業

イ 施設、設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業（当該関係者の承諾を得られる見込みがある事業を除く。）

ウ 動物、薬品等を提供する事業

エ 補助対象経費項目の総額が100万円に満たない事業

オ その他補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業

(2) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次のとおりです。

経費項目	内 容
ア 事業費	・ 報償費 ・ 旅費 ・ 賃金 ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費など） ・ 役務費（通信運搬費、広告宣伝費など） ・ 使用料及び賃借料 ・ 工事請負費 ・ 備品購入費 ・ その他町長が必要と認める経費
イ 委託・外注費	・ 委託料 ・ 外注費

<注意事項>

- ・ 補助対象経費は、交付決定時に事業を実施するために真に必要となる経費として決定した経費に限ります。交付決定後、事業実施途中における変更は、変更交付申請とその決定がない場合、対象外となります。

- ・ 売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、合理的かつやむを得ないと認められる事情がある場合を除き、当該採択事業への寄附企業を契約の相手方にすることはできません。
- ・ 必要な経費に関する費用については、調達先が限定される場合等を除いて、原則 2 社以上の入札・見積合わせが必要です、2 社以上の見積が証憑類にて確認できない経費は、対象外経費となる場合があります。
- ・ 原則、交付決定日以降（提案日や申請日ではありません）に発注し、補助金の交付決定をした年度内に支払済である経費のみが対象となります。発注書、納品書、領収書等の証憑類で日付等を確認します。
- ・ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は、担保に供すること）しようとする場合は、事前に処分内容等について町長の承認を受けなければなりません。また、処分する際には、補助金の返還が必要となります。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況を調査することがあります。
- ・ このほかにも、審査によって対象外になる場合があります。

なお、次に掲げる経費は、補助対象経費の対象ではありません。

ア 租税公課

イ 減価償却費

ウ 人件費（管理費としての人件費を指し、事業に要する人件費はこの限りではない）

エ 交際費

オ 慶弔費

カ 親睦会費

キ 福利厚生費

ク 水道光熱費

ケ 土地の購入・取得費

コ 寄附金

サ 適正な時価でない額で取引又は計上された経費

シ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ス 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合があります）

セ その他、事業に関係のない経費、社会通念上不適切と認められる経費

（３）補助対象期間

補助対象事業は、原則として補助金の交付決定をした年度内に完了しなければなりません。ただし、提案内容により複数年に亘る事業も考えられることから、まずは事前に相談をお願いします。

その場合、同一事業の継続実施については、年度ごとの提案・審査となりますが、原則３年以内とします。

（４）補助金額及び補助率等

寄附企業からの寄附金額の 75%を予算の範囲内で交付します。

<注意事項>

- ・補助最低額に達しなかった場合でも、町との協議により補助金を交付する場合があります。

３ 企業版ふるさと納税の公募

町は、採択事業について町ホームページへの掲載等を通じ、原則として、企業版ふるさと納税による寄附の公募を行います。公募期間は、町と協議の上、決定します。

公募に応じた寄附企業には、企業版ふるさと納税をする際に、寄附申出書及び採択事業指定書（様式 1）を提出し、充当すべき採択事業を指定していただきます。また、以下の事由により、採択事業の実施ができない場合は、採択事業以外の事業に充当されることを寄附企業に承諾していただきます。

なお、採択事業者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。）に該当する寄附企業から、企業版ふるさと納税による寄附を受けることはできません。また、利益供与に該当する場合も同様に寄附を受け付けることはできません。

ア 採択事業者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

イ 企業版ふるさと納税の寄附金額が補助最低額まで達しなかったとき。

ウ その他特別な事情により町長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

４ 提案資格要件

事業提案ができる者は、以下のいずれにも該当する法人格を有する事業者とします。

ア 自らが事業の実施主体であること。

イ 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

- エ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きしていないこと。
- オ 町税等の滞納（納税猶予等の措置によるものを除く。）のないこと。
- カ 町より指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- キ 笠置町暴力団排除条例（平成 24 年笠置町条例第 39 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないもの又は暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

5 提案方法

（１）受付期間

令和 7 年 10 月 17 日（金）以降、随時受付

（２）提出書類

提案書類等は、町ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載のうえ添付書類を添えて、持参又は郵送にて提出してください。

- ア 事業提案書（様式 2）
- イ 事業提案計画書（様式 3）
- ウ 概算事業費調書（様式 4）

【添付書類】

- ・町税等の納税証明書
- ・事業概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・法人登記簿謄本の写し（3 ヶ月以内のもの）
- ・定款の写し
- ・直近 3 期分の財務諸表の写し

＜注意事項＞

- ・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・事業提案に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。
- ・提出書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。

（３）提出方法

ア 提出部数

正本 1 部及び副本 3 部

イ 提出場所

笠置町役場 希望のまち推進課

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1

ウ 提出方法

持参又は郵送のいずれかによる。なお、持参の場合は開庁日、開庁時間に留意すること。

6 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

審査は原則として提案書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めています。

その後、下記(2)に定める審査基準で採点し、合計点数60点以上を獲得した者を選択します。提案内容によっては、必要に応じて専門的な知見、経験又は識見を有する者に意見を聴き審査を行う場合もあります。

なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査基準

企業版ふるさと納税による財源の確保ができるかどうかの主眼を置き、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

審査項目	審査の観点
ア テーマ・コンセプト	・地域再生計画に掲げる目標の達成に向けた事業となっているか。 ・本町における地域のニーズ・課題を具体的に把握し、提案者独自の強みや特色を活かした地域課題解決に繋がる事業内容となっているか。
イ 実現可能性	・事業の遂行に必要な体制、人員の確保がされているか（または見込があるか）。 ・事業規模・内容は、団体規模やこれまでの事業実績から見て、実現が見込まれるか。
ウ 事業の効果	・事業実施により多くの町民または町内企業のサービス向上に繋がる事業であるか。 ・多くの町民または企業との連携・協働の取組みに期待できるか。 ・地域経済・地域活性化等への好影響が期待できるか。 ・地域活性化政策事業として、他の事業者においても、今後の活動の参考となることが期待できるか。
エ 継続性	・事業の継続意思が明確で、地域の各主体との連携の継続が期待できるか。

オ 経費妥当性	・収支計画が十分に検討され、かつ資金確保の見込みが適切か。 ・事業内容に見合った、必要最小限の経費となっているか。 ・本事業に限らず、事業者としての将来性、成長可能性が高いか。
----------------	--

(3) 結果の通知

採択された事業については、当該申請者に対しその旨を通知します。ただし、次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ウ 事業提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- エ 事業提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- オ 募集要項に記載する事項に違反した場合
- カ その他事業者として適当でないと町長が認める場合

7 寄附募集の中止等

企業版ふるさと納税による寄附の公募を中止したい場合は、公募中止願（様式5）を提出してください。

また、町の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、寄附募集を実施することができない場合、中止、停止又は取消すことがあります。

いずれの場合においても、採択事業者に対し損害が生じても、本町はその損害について一切負担しません。

8 補助金の交付手続き等

採択事業者は、別に定める「笠置町地域活性化推進事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付手続き等が必要です。

9 その他

(1) 事業計画の変更

原則、寄附募集中の変更（事業の方向性が変わらない範囲内での変更は除く）は認めませんので、当初予定していた事業計画の内容に変更が生じる場合は、必ず審査前に連絡をお願いします。

(2) 損害賠償

補助事業の遂行中に、補助事業者が町又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに町にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

(3) 事故

補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに町に報告しなければなりません。

(4) 経理の明確化

補助対象経費は、明確に経理が区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

(5) 書類の保存等

補助事業に係る支出状況等を証する書類は、国の会計検査、町の補助事業監査等の対象書類となります。必要な書類が保存されていない場合、不適切な経理が行われたと認められた場合は補助金の返還対象となることがあります。

(6) 消費税の取扱い

消費税及び地方消費税は補助対象経費には含みません。

【参考】本事業の全体スキーム

